



Grant Thornton

An instinct for growth™

Audit • Tax • Advisory • Outsourcing

グローバルモビリティサービス

扶養家族の認定、好成績を収めた社員への報酬 支払の際の個人所得税上の取り扱い、 及び経済区域で勤務する従業員の個人所得税の 減免についてのアップデート

2017年5月

本ニュースレターでは、個人所得税(PIT)における、下記項目のアップデートを行います。

1. 税務総局から発行された個人所得税の算定における家族控除の適用条件について定めたガイド
ンスについて
2. 好成績を収めた社員への報酬に対する個人所得税の課税方法について
3. 経済区域で勤務する従業員の個人所得税50%減免について



1. 税務総局から発行された個人所得税の算定における家族控除の適用条件について定めたガイダンスについて

税務総局は、祖父母、叔父叔母(伯父伯母)が納税者から扶養をされていても、他者から一切の支援を受けていないこと及び住居がないことを証明出来なければ、税法上の扶養と見なすことが出来ない旨のガイダンスを発行しました。

つきまして、貴社従業員の扶養登録状況について確認をされることを推奨いたします。

2. 好成績を収めた社員への報酬に対する個人所得税の課税方法について

個人所得税について定めたCircular 111/2013/TT-BTCの2条2項(e)では、非課税対象の報奨金の例として、国家による表彰に基づく報奨金、表彰に関する法令に基づく報奨金、または国内もしくは国外の公的な表彰、産業改革、国家により認証された発明、当局へ法違反

者を通報した際の報奨金等を挙げています。税務総局はこれらのいずれにも該当しない報奨金に対しては個人所得税が課税される旨をガイダンスにて確認しています。

上記より、従業員の実績を改善するための報奨金は、課税所得と見なされるでしょう。

3. 経済区域で勤務する従業員の個人所得税50%減免について

ハノイ市税務局はガイダンスを発行し、契約合意に基づき、経済区域でサービスを提供する為に赴任する従業員についても、経済区域での勤務期間中の個人所得税は50%の減免の対象となる旨のガイダンスを発行しました。



Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office
Building, 106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District
Hanoi, Vietnam
T +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688



Hoang Khoi
Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du
Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com



Nguyen Hung Du
Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com



Kaoru Okata
Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com



Pham Ngoc Long
Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com



Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Tran Nguyen Mong Van
Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com



Tran Hong My
Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com



Tomohiro Norioka
Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com